

『福祉避難所』協定のお願い～災害時、誰ひとり取り残さない地域をめざして、つながる～



一般の避難所が抱える課題

災害時には、避難者は一時的に学校の体育館や公民館などに避難します。しかし、高齢者や障がい者など特別な配慮を要する方々にとって、これらの避難所での生活は健康面や精神面に大きな影響を与えることがあります。



『福祉避難所』という、もうひとつの選択肢

福祉避難所は、避難が中長期になると見込まれる場合に、指定避難所での生活が困難な方のための二次的な避難所です。



災害発生当初から利用される一般避難所ではなく、必要に応じて開設されます。

福祉避難所について



対象

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等の在宅の要配慮者のうち市の決定した者
(※医療的処置や施設への緊急入所が必要な方は対象外)
対象者の決定は、市が要配慮者本人や家族に聞き取りを行い、指定避難所での生活が困難と判断した場合に決定。



経費

福祉避難所の運営に関する経費は、災害救助法に基づき市が負担。



現状

現在、宮崎市と協定を締結しているのは116施設。
そのうち25施設が障がい者支援施設及び障がい福祉サービス事業所(令和7年6月末時点)。

協定のお願い

福祉避難所の協定は、事前に施設と締結し、受け入れの協力を要請するものです。
福祉避難所を増やすことで、災害発生時により多くの要配慮者の支援が可能となります。
皆様の施設でもご協力いただけるようお願いいたします。

お問い合わせ先：宮崎市障がい福祉課管理係 (0985-21-1772)